

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

(令和6年1月から令和6年12月実績)

1 区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0

2 区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	6
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	1
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3 区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4 区分4に分類される手術

5

5 その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	86
乳児外科施設基準対象手術(1歳未満の乳児に対する手術)	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	3
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術	0
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心性に対するもの	0
その他のもの	0
経皮的冠動脈粥腫切除術	0
急性心筋梗塞に対するもの	0
不安定狭心性に対するもの	0
その他のもの	0
胃瘻造設	23